

緊急患者搬送に係る航空機の派遣要請について

10月28日(月)11時07分、隠岐広域連合消防本部から緊急患者搬送に係る航空機の派遣要請があり、島根県は第八管区海上保安本部長に対して下記により派遣の要請を行いました。

記

- 1 要 請 日 時 令和6年10月28日(月)12時31分
- 2 要 請 機 関 名 第八管区海上保安本部
- 3 要 請 理 由 緊急に高次医療機関へ搬送を必要とする患者が発生し、患者搬送要請がありましたが、防災ヘリコプターは視程不良により運航不可であるため、第八管区海上保安本部へ要請し受諾して頂きました。
- 4 要 請 資 機 材 等 航空機1機(MH961型ヘリコプターみほづる1号)及びその要員
- 5 要 請 元 医 療 機 関 隠岐病院
- 6 輸 送 経 路

本土側医師同乗 (第八管区海上保安本部美保航空基地) 離陸 13時23分



輸 送 元 側 (隠岐空港) 着陸 13時50分  
 離陸 14時08分



輸 送 先 側 (出雲空港) 着陸 14時34分  
 離陸 15時00分



(第八管区海上保安本部美保航空基地) 着陸 15時18分

【参照】本年 実績内容(緊急患者搬送)

輸送実施機関		搬送回数	患者数	その他回数 (血液等)	不搬送回数	合 計
防 災 ヘ リ コ プ タ ー		24	24			24
航 空 自 衛 隊 美 保 基 地		7	7			7
第 八 管 区 海上保安本部	航 空 機	7	7			7
	巡 視 船					
そ の 他 機 関		3	3			3
合 計		41	41			41

(今回を含む。)